

佐土原地区乗合タクシー試行運行実施計画概要

目的

地域内の買物や通院など及び公共交通である鉄道や路線バスの結節点（バス停、駅）への、市民の足となる交通手段の確保を目的とした佐土原地区乗合タクシー「あじさい号」（以下「乗合タクシー」という。）を導入するための試行運行を行なう。

実施団体

乗合タクシーは、地域内の各種団体で構成された佐土原地区乗合タクシー運行協議会（以下「運行協議会」という。）が、タクシー事業者（以下「受託事業者」という。）に委託して行なう。

尚、運行協議会の事務局事務所は、佐土原総合支所地域市民福祉課内に置く。

利用者・利用方法

- (1) 乗合タクシーを利用する場合は、事前に運行協議会に利用登録を行うものとする。
尚、登録の要件は、佐土原町域に居住し、次の内容を満たす者とする。
 - ① 介助なしで、タクシーの乗り降りが可能な方。但し、介助者が同乗する場合（有料）は、利用可能とする。
 - ② 未就学児の登録は、できないものとする。
 - ③ 13歳未満の子供が利用する場合には、原則保護者の同乗（有料）を必要とする。
※ 介助者及び同乗保護者は、登録を要しない。
- (2) 乗合タクシーを予約する場合（行き、帰りとも）は、必ず利用予定の7日前から前日の15時までに事前の予約をするものとする。

運行区域・コース・ダイヤ・試験運行期間・運行日

- (1) 運行区域は、佐土原町全地域とし、運行コースは、予約に応じて、受託事業者が、当該ダイヤ毎に定めるものとする。但し、1回の運行は乗車から下車までを30分以内で完結するものとする。尚、1便における運行タクシー対応台数は、最大4台までとするが、受託事業者が、自らこれ以上の台数の対応をしようとする場合は、これを妨げるものではない。
- (2) 運行便数は、各自宅から各目的地に向かう便の『上り便』、各目的地から各自宅に向かう便の『下り便』とも、一日10便とする。 ※別表A参照
- (3) 試験運行期間は、令和2年9月～12月までの4ヶ月間とする。
- (4) 運行日数は、月曜から土曜日までの週6日とする。

目的地（待合所）

- (1) 別表1の施設を目的地及び帰りの待合所とする。
なお、待合所については、雨風をしのげ、室内待機できる場所とする。
- (2) 町域内に4つの指定区域（A、B、C、D）を設ける。それぞれの指定区域内では、目的地以外での上り便の降車を可能とする。
 - A 指定区域（高山循環器内科～かさほら歯科医院）
 - B 指定区域（ふくだ整形外科～那珂郵便局）
 - C 指定区域（御殿下医院～佐土原駅）
 - D 指定区域（佐土原駅～下田島郵便局）※各目的地間の道路沿線を範囲とする。

利用者の利用者運賃及び運行協議会と受託事業者との契約運賃

- (1) 利用者の利用者運賃は、利用者の居住する各自治会の公民館から各目的地までの距離に応じて、300円から100円単位で、1,000円までの8段階の定額運賃とする。※別表B参照
ただし、各指定区域内の目的地までの距離は、各自治公民館から各指定区域の中心地までの距離とする。尚、各自治会から各目的地までの利用運賃は、別表2-1、2-2のとおりとする。
- (2) 利用者の利用者運賃の支払は、現金のみとする。
- (3) 利用者に同伴する一歳未満の小児については、無料とし、未就学児については、1人までは無料とする。ただし、2人目・3人目が同伴する場合は、1人分の利用運賃とする。
- (4) 運行協議会から受託事業者へ支払う運行委託料（以下「契約運賃」という。）は、利用者の居住する各自治会の公民館から、各目的地までの距離に応じた通常のタクシー運賃を定額の契約運賃とする。但し、各指定区域内の目的地までの距離は、各自治公民館から各指定区域の中心地までの距離とする。尚、各自治会から各目的地までの契約運賃は、別表2-1、2-2のとおりとする。
- (5) 同一車両に複数人が同乗する場合は、最終目的地迄の距離が最も遠い利用者が、当該目的地までに行くとした場合の契約運賃とする。

別表 A

○出発時刻（運行ダイヤ）

	1便	2便	3便	4便	5便	6便	7便	8便	9便	10便
上り便	7時 50分	8時 50分	9時 50分	10時 50分	11時 50分	12時 50分	13時 50分	14時 50分	15時 50分	16時 50分
下り便	8時 20分	9時 20分	10時 20分	11時 20分	12時 20分	13時 20分	14時 20分	15時 20分	16時 20分	17時 20分

別表 B

○利用者運賃

区分	距離	運賃	区分割合
第1段	2.6 [*] 以下	300円	26.7%
第2段	2.7 [*] ～3.8 [*]	400円	15.3%
第3段	3.9 [*] ～4.7 [*]	500円	8.2%
第4段	4.8 [*] ～6.0 [*]	600円	14.9%
第5段	6.1 [*] ～7.2 [*]	700円	16.3%
第6段	7.3 [*] ～8.4 [*]	800円	7.7%
第7段	8.5 [*] ～9.6 [*]	900円	7.4%
第8段	9.7 [*] 以上	1,000円	3.5%

※区分割合は、各自治公民館から4つの指定区域までの距離区分割合

※契約運賃に占める負担率：0.35